

埋蔵文化財発掘届出等の手続きに関する変更点について

令和3年4月
坂井市教育委員会文化課

(1) 提出部数の変更

下記の書類について、提出部数は1部となりました。

- 埋蔵文化財発掘届出書
- 埋蔵文化財発掘通知書
- 位置図
- 平面図
- 断面図・基礎伏図・配管図
- 現況写真

(2) 押印の見直しによる変更

押印の見直しにより、下記のとおりとなりました。

- 埋蔵文化財発掘届出書・・・押印不要
- 埋蔵文化財発掘通知書・・・押印不要
- 発掘調査承諾書・・・自署または記名押印
- 試掘調査依頼・・・押印不要